

# 肥料販売業者届出の手引き

令和4年3月  
石川県農林水産部農業政策課

## 目 次

I 始めに	1
II 肥料の販売業務を開始した時に	1
III 届出後に必要な手続き	2
IV その他の注意事項	4
V 罰則規定	7
様式（1～7）	8
問い合わせ先・届出窓口	15

## I 始めに

「肥料の品質の確保等に関する法律」は肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保することを目的として作られました。肥料の品質の確保等に関する法律の中で、肥料の生産・輸入・販売については、登録、届出が義務付けられており、またその取扱いについても様々な規定があります。肥料を販売する際には、肥料の品質の確保等に関する法律に基づいた適切な取扱いを心がけてください。

## II 肥料の販売業務を開始したときには

肥料の販売業務を開始した際には、販売を行う事業所毎にその事業所が所在する都道府県への届出が必要です。

### Q1 届出の際に必要な書類は何ですか

- A 届出に必要な書類は以下の3つです。
- ①肥料販売業務開始届出書（**様式1**）
  - ②法人にあっては登記簿謄本（写し可）
  - ③販売業務を行う営業所ごとの位置図

### Q2 届出書の提出期限はありますか

- A 販売業務を開始してから2週間以内に届出を行ってください。

### Q3 届出先はどこですか

- A 石川県内に事業所が所在する場合には、石川県農林水産部農業政策課が窓口となります。届出は直接お持ちいただき、郵送して下さい。

（送付先）

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL: 076-225-1663 FAX: 076-225-1618

### Q4 届出に有効期間はありますか

- A 基本的には、一旦届け出た内容は永久的に有効となり、更新のための手続きは不要です。ただし、次の『III 届出後に必要な手続き』に掲げるよう変更等があった場合には、別途届出が必要となります。

### Q5 店舗が複数ある場合の届出はどうなりますか

- A 事業場が複数存在する場合には、本店が事業場を一括して届出することができます。届出書に書ききれない場合は、店舗の一覧表を別に添付していただいて構いません。

### III 届出後に必要な手続き

開始届出後に届出内容に変更が生じたり、業務を廃止することがあります、その際には販売を行う事業場毎に県へその旨の届出が必要です。

変更の内容によって手続きが異なりますので注意してください。

以下に変更内容例とその手続きを示しましたが、これ以外の場合については、農業政策課までお問い合わせ下さい。

〈変更の内容例〉

①本社、営業所の住所が変更になった。

①～④：変更届（III-1 参照）

②代表者を変更した。

③肥料を保管する場所を変更した。

④営業所（販売店舗）を増設した。

⑤販売業務を廃止した。

（ただし、店舗の一部を廃止した場合は変更届を提出）

⑤、⑥：廃止届（III-2 参照）

⑥営業所を閉鎖した。

⑦～⑨：旧法人（または個人）

⑦法人が合併した。

⑧個人から法人へ変更した。

⑨有限会社から株式会社へ変更した。

名で廃止届出後、新しい法人名で開始届出

#### III-1 肥料販売業務開始届出事項変更届

##### Q1 届出に必要な書類は何ですか

A 以下の書類を提出してください。

①肥料販売業務開始届出事項変更届出書（様式2）

②変更したことが分かるもの

（例：代表者や、事業場の変更→登記簿謄本、事業場の位置図等）

##### Q2 提出期限はありますか

A 届出内容に変更が生じてから2週間以内に届出を行ってください。

##### Q3 届出先はどこですか

A 肥料販売業務開始届と同様に石川県農林水産部農業政策課まで（郵送可）

##### Q4 店舗が複数ある場合

A 変更が生じた事業場が複数ある場合には、開始届と同様に一括して届出を行うことができます。

## III-2 肥料販売業務廃止届

Q1 届出に必要な書類は何ですか

A 肥料販売業務廃止届出書（様式3）

Q2 提出期限はありますか

A 業務を廃止してから2週間以内に届出を行ってください。

Q3 届出先はどこですか

A 肥料販売業務開始届と同様に石川県農林水産部農業政策課まで（郵送可）

Q4 店舗が複数ある場合

A 複数の事業場を閉鎖したり、販売業務を廃止する場合には、開始届と同様に一括して届出を行うことができます。

※ なお、様式1～3については、石川県ホームページからダウンロードすることができます。（WORD, PDFファイル）

アドレス

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/no-an/tetudoku/hiryou.html>

## IV その他の注意事項

肥料の品質の確保等に関する法律では、届出の他に販売業者が行う肥料の品質管理についても規定されており、違反した場合は、罰則も定められています。

以下に掲げる事項を守り、肥料の適正な品質管理を心がけてください。

### ①販売業者保証票（第18条）

販売業者は、以下の場合には肥料の容器、若しくは包装の外部に販売業者保証票（**様式4～6**）を付さなければなりません。

- a. 普通肥料（注1）の容器等を開いて、別の容器に入れ替えた場合
- b. 包装等がされていない普通肥料を新たに包装した場合
- c. 生産業者保証票、輸入業者保証票または販売業者保証票（以下、「保証票」とする）が付されていないか、その記載が不明となった普通肥料の引き渡しを受けた場合
- d. 引き渡しを受けた普通肥料が自己で所有または管理している間にその保証票が滅失したり、その記載内容が不明となった場合

※肥料の種類によって保証票の様式が異なるので注意してください。

普通肥料（汚泥肥料等（注2）を除く） → 様式4

汚泥肥料等 → 様式5

指定混合肥料（注3） → 様式6

仮登録肥料（注4） → 農業政策課まで

外国生産登録肥料（注5） → 農業政策課まで

### ②－1 譲渡の制限及び廃止（第19条第1項、第3項）

販売業者は、以下の肥料を譲り渡してはいけません。

- a. 普通肥料で登録を受けていないもの
- b. 普通肥料で保証票が付されていないもの
- c. 指定混合肥料で、保証票が付されていないもの
- d. 特定普通肥料（注6）については、保証票が適正に記載されていない場合、譲渡若しくは引き渡しの制限・禁止があります。

### ②－2 譲渡の制限の例外規定（第19条第2項）

天変地異、火災、雨漏り、吸湿、風化や破損などによって、品質が変化した普通肥料について、農林水産大臣または知事の許可を受けた場合には、②－1の制限に係わらず肥料を譲り渡すことができます。（詳しい内容、手続きについては農業政策課までお問い合わせ下さい。）

※ （注1～注6）はP7「用語の解説（その1）」を参照

③保証票の記載事項の制限（第20条）

販売業者は保証票を付す場合に、虚偽の記載をしてはいけません。また、保証票には商標、商号、荷口番号、出荷年月日及び様式に定められた事項以外の記載をしてはいけません。

④保証票の不正使用の禁止（第24条）

保証票は、偽造、変造してはいけません。また偽造、変造した保証票や、保証票と紛らわしいものを容器、包装に附さないでください。

⑤異物混入の禁止（第25条）

肥料の販売にあたって、その品質を低下させるような異物を混入してはいけません。

⑥虚偽の宣伝の禁止（第26条）

販売する肥料の主成分の含有量に対して虚偽の宣伝をしてはいけません。また、主成分またはその効果に関して誤解が生じる恐れのある名称を用いてはいけません。

⑦帳簿の備え付け（第27条）

販売する事業場ごとに帳簿を用意し、肥料を購入・輸入したり、肥料を生産業者・輸入業者または販売業者に販売したときは、その都度、肥料の名称、数量、年月日、相手方の氏名又は名称を記載してください。

⑧報告の徴収（第29条）

知事は、肥料の品質等を保全し、公正な取引と安全な施用を確保するために必要があると認めたときは、その業務に関して報告を求めることができます。このとき、報告を怠ったり、虚偽の報告をしてはいけません。

⑨立入検査（第30条）

農林水産大臣または知事が、肥料の取締上必要があると認めるときは、その職員は、販売業者の事業場、倉庫等販売業務に関係する場所に立入り、肥料若しくは業務に関する帳簿書類を検査したり、関係者に質問することができます。このとき、販売業者は県の職員にその身分を示す証明書の提示を求めることができます。また、職員は肥料を検査のために最小量に限り収去することができます。

なお、収去した肥料はその検査結果を石川県公報等により公表します。

⑩回収命令等（第31条の2）

農林水産大臣は、販売業者等が規定に違反して肥料を譲渡、または引き渡した場合において、当該肥料の施用により事故等の発生を防止するために必要があるときは、当該肥料の回収、その他必要な措置をとることができます。

⑪特殊肥料（たい肥及び動物の排せつ物）の品質表示について

特殊肥料（注7）の中でたい肥及び動物の排せつ物（以下、「たい肥等」とする）については、品質表示が義務付けられています（**様式7**）。販売業者も、以下の場合には品質表示を行ってください。

- a. たい肥等の容器等を開いて、別の容器に入れ替えた場合
- b. 包装等がされていないたい肥等を新たに包装した場合

このとき、もともと付いていた品質表示のうち、「表示者の氏名及び住所」「正味重量」「届出を受理した都道府県」欄を販売業者に置き換えて表示することになります。

※ （注7）は、P7「用語の解説（その1）」参照

## V 罰 則

IVの①～⑩について違反した場合は、それぞれ罰則規定が定められており、最高で3年以下の懲役または100万円以下の罰金を科せられる場合があります。

また、⑪については、表示を行わない業者に対して農林水産大臣が表示を行うよう指示を行いますが、それでも従わない場合には、その旨を公表することがあります。

### 用語の解説（その1）

注1 普通肥料：農林水産大臣が指定した特殊肥料以外の肥料。窒素、リン酸、カリ等の主成分によって評価され、保証成分量等一定の規格が定められている。普通肥料の生産には、農林水産大臣または知事の登録を受ける必要があり、販売する際には、保証成分量、正味重量などを記載した保証票の添付が必要。

注2 汚泥肥料等：普通肥料のうち、①汚泥を原料として生産される普通肥料、②水産副産物発酵肥料（魚介類の臓器に植物質または動物質の原料を混合した物を腐熟させた物）、③硫黄及びその化合物のこと。農林水産大臣の登録を受ける必要がある。

注3 指定混合肥料：専ら登録を受けた普通肥料等が原料として配合されている肥料。生産する際には農林水産大臣または知事への届出が必要。

指定混合肥料は以下の配合が認められています

- ・普通肥料+普通肥料（単純配合）・・・指定混合肥料
- ・普通肥料+普通肥料（造粒）・・・指定化成肥料
- ・普通肥料+特殊肥料・・・特殊肥料入り指定混合肥料
- ・普通肥料+土壤改良資材・・・土壤改良資材入り指定混合肥料
- ・特殊肥料+土壤改良資材・・・土壤改良資材入り指定混合肥料

注4 仮登録肥料：普通肥料のうち、公定規格が定められていないもの。生産する際には、農林水産大臣の仮登録を受ける必要がある。

注5 外国生産登録肥料：外国において日本に輸出される普通肥料。生産する際には、農林水産大臣の登録を受ける必要がある。

注6 特定普通肥料：施用方法によっては、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして、政令で定められる普通肥料。

注7 特殊肥料：農林水産大臣が指定する肥料で、たい肥、米ぬか、魚かすなど農家の経験等により識別が容易で、組成が簡単な肥料。生産する際には知事への届出が必要。

〈様式1〉

肥料販売業務開始届出書

年　月　日

石川県知事

殿

住　所

氏　名

(名称および代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出ます。

1 氏名および住所

(法人にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)

2 販売業務を行う事業場の所在地

3 本県内にある保管する施設の所在地

〈様式2〉

肥料販売業務開始届出事項変更届出書

年　月　日

石川県知事

殿

住　所

氏　名

(名称および代表者の氏名)

さきに　　年　　月　　日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

2 変更した事項

3 変更した理由

〈様式3〉

肥料販売業務廃止届出書

年　月　日

石川県知事

殿

住　所

氏　名

(名称および代表者の氏名)

さきに　　年　　月　　日付けて肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た肥料販売業務を、　　年　　月　　日に廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

〈様式4〉

○登録肥料（汚泥肥料等を除く）の場合

	2cm以上
販売業者保証票	
肥料の種類	
肥料の名称	
保証成分量（%）	
原料の種類	
材料の種類、名称及び使用量	
混合した物の名称及び混入の割合（%）	
正味重量	
生産（輸入）した年月	
生産業者（輸入業者）の氏名又は名称及び住所	
生産した事業場の名称及び所在地	
販売業者保証票を付した年月	
販売業者の氏名又は名称及び住所	

①フォントサイズは8.0以上とする。

②最上部2cmの部分は容器又は包装の外部に保証票を縛り付けたり、縫いつけたりする場合に付ける。

③肥料の正味重量が6kg以下の場合は、フォントサイズは適宜とする。

④「正味重量」「販売業者保証票を付した年月」「販売業者の氏名又は名称及び住所」以外の欄は、生産業者保証票の内容を転記する。

⑤「原料の種類」「材料の種類、名称及び使用量」「生産した事業場の名称及び所在地」「販売業者保証票を付した年月」をこの様式に従って記載するのが困難な場合には、それぞれの欄に記載箇所を表示の上、他の場所に記載することができる。

また、このうち「生産した事業場の名称及び所在地」及び「販売業者保証票を付した年月」については、「肥料の種類」の上部に記載することもできる。

〈様式5〉

○汚泥肥料等の場合

	2cm以上
販売業者保証票	
肥料の種類	
肥料の名称	
保証成分量 (%)	
原料の種類	
材料の種類、名称及び使用量	
正味重量	
生産（輸入）した年月	
生産業者（輸入業者）の氏名又は名称及び住所	
生産した事業場の名称及び所在地	
販売業者保証票を付した年月	
販売業者の氏名又は名称及び住所	
主要な成分の含有量	
炭素窒素比	

- ①フォントサイズは8.0以上とする。
- ②最上部2cmの部分は容器又は包装の外部に保証票を縛り付けたり、縫いつけたりする場合に付ける。
- ③肥料の正味重量が6kg以下の場合は、フォントサイズは適宜とする。
- ④「正味重量」「販売業者保証票を付した年月」「販売業者の氏名又は名称及び住所」以外の欄は、生産業者保証票の内容を転記する。
- ⑤「原料の種類」「材料の種類、名称及び使用量」「生産した事業場の名称及び所在地」「販売業者保証票を付した年月」をこの様式に従って記載するのが困難な場合には、それぞれの欄に記載箇所を表示の上、他の場所に記載することができる。  
また、このうち「生産した事業場の名称及び所在地」及び「販売業者保証票を付した年月」については、「肥料の種類」の上部に記載することもできる。

〈様式 6〉

○指定混合肥料のうち、指定配合肥料の場合

	2cm以上
<b>指 定 配 合 肥 料 販 売 業 者 保 証 票</b>	
肥料の種類	
保証成分量 (%)	
原料の種類	
材料の種類、名称及び使用量	
正味重量	
生産（輸入）した年月	
生産業者（輸入業者）の氏名又は名称及び住所	
生産した事業場の名称及び所在地	
販売業者保証票を付した年月	
販売業者の氏名又は名称及び住所	

- ①フォントサイズは 8.0 以上とする。
- ②最上部 2 cm の部分は容器又は包装の外部に保証票を縛り付けたり、縫いつけたりする場合に付ける。
- ③肥料の正味重量が 6 kg 以下の場合は、フォントサイズは適宜とする。
- ④「正味重量」「販売業者保証票を付した年月」「販売業者の氏名又は名称及び住所」以外の欄は、生産業者保証票の内容を転記する。
- ⑤「原料の種類」「材料の種類、名称及び使用量」「生産した事業場の名称及び所在地」「販売業者保証票を付した年月」をこの様式に従って記載するのが困難な場合には、それぞれの欄に記載箇所を表示の上、他の場所に記載することができる。

〈様式 7〉

○ 「たい肥」及び「動物の排せつ物」の場合

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の種類	
肥料の名称	
届出を受理した都道府県	
表示者の氏名又は名称及び住所	
正味重量	
生産（輸入）した年月	
原料	
主要な成分の含有量等	
窒素全量（%）	
りん酸全量（%）	
カリ全量（%）	
銅全量（1キログラム当たりミリグラム）	
亜鉛全量（1キログラム当たりミリグラム）	
石灰全量（%）	
炭素窒素比（C/N比）	
水分含有量（%）	

〈表示上の注意事項〉

- ①フォントサイズは8.0以上とする。
- ②表示の枠内には、上記に示した表示事項以外記載しない。（欄外であれば、表示事項以外の成分の表示も可能）
- ③表示事項（肥料の種類・名称、代表者氏名、住所等）は、知事へ届け出たものと同一とする。
- ④正味重量は、キログラム表示を必ず行う。リットルはキログラムと併記しても良い。
- ⑤生産（輸入）した年月は、次のいずれかの例により記載する。
  - ア：令和2年10月
  - イ：2. 10
  - ウ：2020. 10
- ※ 販売業者が表示をする場合に、生産（輸入）した年月がわからないときは、「生産（輸入）した年月」を「表示を付した年月」として表示を付した年月を記載する。
- ⑥肥料の正味重量が6kg未満の場合は、フォントサイズは適宜とする。

肥料販売業務の届出に関する問い合わせ、書類の提出先  
石川県農林水産部  
農業政策課消費安全グループ  
住所：〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
TEL (076) 225-1663  
FAX (076) 225-1618